

令和7年度 第3回 京丹後市国民健康保険運営協議会

1 日 時：令和8年2月9日（月）午後1時30分から午後3時25分

2 場 所：京丹後市役所 峰山庁舎2号館2階 221会議室

3 出席者：被保険者代表委員

粟倉小夜子、本田佳美、上羽清美、森益美、
保険医・保険薬剤師代表委員

安井俊雄、飯田泰成、赤木重典、
公益代表委員

岡田佐代子、赤松栄、森口紀子、小谷克久、橋本昌明

事務局

市民環境部 志水部長 保険事業課 西川課長、小谷課長補佐、佐川係長
税務課 松川課長 健康推進課 坂戸課長、藤村補佐

欠席者：浜上玉恵、船戸一晴、坂根昇、山田一貴

4 議 事：（1）令和8年度の京丹後市国民健康保険税について

（2）令和8年度京丹後市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

（3）その他

5 公開又は非公開の別：公開

6 傍聴人の人数：0人

7 要旨：次のとおり

事務局

只今から令和7年度、第3回京丹後市国民健康保険運営協議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、ご多用の中、お足元の悪い中ご出席を賜り誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、市民環境部長の志水と申します。よろしくお願いたします。

本日の会議につきましては、浜上委員、坂根委員、山田委員、3名からご欠席のご連絡をいただいておりますが、京丹後市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により過半数の委員のご出席がありますので、本会議が成立していることをご報告いたします。また、本日の出席者につきましては、お手元に座席表がございますのでご確認を頂きたいと思っております。それでは、開会にあたりまして、橋本会長からご挨拶をいただきます。

会長

本日も本当に足元の悪い中、ご出席いただきましてありがとうございます。昨日も大雪となり、雪かきで腰が痛いです。

さて、前回の運営協議会において、市長より令和8年度の市国民健康保険税についての諮問があり、事務局からは京丹後市の国保事業特別会計の状況と、今後の国民健康保険税の徴収について3つの案の説明がありました。本日は、その中でいただいた意見を反映した資料の提示や説明がありますので、さらなるご意見や議論をしていただき、最終的には答申としてまとめる必要がありますので、よろしくお願いたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは京丹後市国民健康保険条例施行規則第 6 条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、これより先は会長に議事進行をお願いしたいと思います。橋本会長よろしく願います。

会長

会議に先立ちまして、議事録署名委員を指名いたします。本日は、本田委員と森委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、4. 協議・報告事項の(1)令和 8 年度の京丹後市国民健康保険税について説明を受けたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

事務局

それでは資料 1 と 2 により、令和 8 年度の国民健康保険税の見直し案について説明をいたします。

———— (資料 1・2 により説明) ————

会長

ありがとうございました。委員のみなさん、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。

委員

この前の運営協議会では被保険者の立場から、できるだけ税額が上がる改定はしてほしくない、一気に税率を上げることとなっても、足りなくなつてからの改定がいいのではないかと発言をしました。しかし、今日の資料 2 の説明を聞き、令和 9 年度に上げる税額を 2 分割して令和 8 年度から上げる改定案 2 が現状では負担額が抑えられ、今後改定が必要となった場合でも、低い位置からの改定となるため、一番いいのではないかと思いました。

会長

他はいかがでしょうか。

委員

少し理解ができないのですが、資料 2 の 3 つの案ですが、令和 9 年度に不足する額を 8 年度と 9 年度、もしくは 9 年度のみで改定する案のため、負担額は同じになるのではないのでしょうか。10 年度もそれぞれの案のままいく仮定になっていますが、そこはわからないので、3 年分のトータルで比較するのはどうかと思います。

事務局

委員が言われるとおり、令和 10 年度については現時点ではわからないため、その時点での検討が必要になると思っています。ただ、先が見通せない中ですので、令和 8 年度の状況を仮置きした形で提示しています。各年度における負担額を抑え、令和 10 年度については 8 年度、9 年度の水準から検討が必要になります。

委員

今まで京丹後市は、税率改定をなるべく行わずにきたことを強調されていたと思いますが、毎年税率改定をしている市町村があるということは、上げる、下げるに関わらず都度見直しをすることも必要となってくるのではないかと思います。令和 9 年度に一気に税率を上げる案が、今後の負担額が大きくなるように見えますが、そうすると安定した国保の事業運営が行えるとも言えますし、令和 10 年度に下げるといふ議論もありえると思います。

事務局

今後の医療費の額や、納付金の額について先の見通しが立たない中、現状でわかっていることは、令和 9 年度には基金もなくなり、大幅な税額のアップとなる改定が必要となることです。そこで、急激に税額がアップすることを避け、負担を平準化する案として改定案 2 を説明しました。令和 10 年度以降については各時点で議論が必要になると考えます。資料 2 については、仮で令和 8 年度の予算規模で 9 年度、10 年度を見込んだ場合となり、その条件では改定案 2 が一番負担額を抑えることができることとなります。

委員

国民健康保険税を上げる改定案ですが、改訂案 2 では、1 世帯あたりどれくらいのアップになるのでしょうか。それは現実的に負担いただける範囲でしょうか。

事務局

世帯によって異なりますが、平均すると 1 世帯あたり年間 12,000 円のアップとなります。ご負担いただける範囲と考えています。

会長

本日いただいたご意見をもとに、答申をまとめ市長に提出することになります。事務局、答申（案）の提示ができますか。

事務局

それでは、答申（案）の配布と説明をさせていただきます。

———（資料 3 により説明）———

会長

答申（案）について、いかがでしょうか。

委員

答申（案）の裏面、「現時点において将来的な市民の負担増を抑制する最善の策」とありますが、負担増となることは間違いのないため、負担増の抑制という表現はふさわしくないと思います。

事務局

「負担増を抑制する」という部分について、適切な表現に修正します。

会長

他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、若干文言の修正はあると思いますが、内容的にはこの形で答申をさせていただくということによろしいでしょうか。

———意義なし———

ありがとうございます。

それでは、4. 協議・報告事項の（1）令和 8 年度の京丹後市国民健康保険税についてはこれで終わります。続いて協議・報告事項の（2）令和 8 年度京丹後市国民健康保険事業特別会計予算（案）について説明を受けたいと思います。事務局お願いします。

事務局

それでは、令和8年度の予算案についての配布と説明をさせていただきます。

———— (資料3・4・5・6により説明) ————

会長

ご質問等ございませんか。

会長

その他になにかありますか。

事務局

参考資料としてお配りをしております、令和8年度総合検診のご案内チラシをご紹介させていただきます。

各世帯宛での案内については、本日発送をしています。申し込み期限は、3月10日となります。令和8年度の日程につきましては、5月13日から8月19日まで、11会場、37日間で実施をします。令和8年度は暑さ対策としまして、大宮町の検診会場を大宮社会体育館からアグリセンター大宮に変更をしております。

また後日皆様のご家庭にもご案内が届きますので、ぜひ申し込んでいただきますようお願いいたします。

会長

健康推進課からの令和8年度の総合検診についてご質問等ありますでしょうか。

委員

以前、骨密度の測定をしてもらったことがあります。総合検診の中での実施はないですか。

事務局

総合検診の中での実施はしていませんが、健康教室などで実施をしておりますのでご利用いただけたらと思います。

会長

他にございませんか。

委員

以前もお聞きしましたが、総合検診の中の胃がん検診について、胃カメラ検査の実施についてはどうでしょうか。

事務局

胃カメラ検診の実施について検討は続けておりますが、北部地域では胃カメラ検査の実施できる医療機関のキャパシティの問題や、希望される方が多いと予想していますので、胃カメラ検査の対象をどうするかといった問題もあり、実施に至っておりません。

会長

総合検診での胃カメラ検査の実施については、ハードルがありますが、声を上げ続けていることが必要だと思います。

会長

他にございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の協議報告事項は終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。

事務局

会長ありがとうございました。

本日も審議いただきました内容で、令和 8 年度の国民健康保険税について市長へ答申ができるよう最終調整を行います。よろしくお願ひしたいと思ひます。